## 判決夢想

## 弁護士 長谷川 彰



## 第1編

こんな判決があったという夢を見た。

ある有名タレントが、覚醒剤撲滅キャンペーンを目的とする民間団体の野外イベントに出演した。実は、このタレントは、以前に覚醒剤を使用して逮捕され、執行猶予の判決を受けた経験があり、この判決を受けた後、見事に更生し、覚醒剤の使用から立ち直ったという経歴の持ち主で、このイベントでも、自分の経験を包み隠さず参加者の前で話をし、覚醒剤に手を出さないよう訴えたそうだ。

問題は、このタレントが、所属事務所を通さずに主催者から依頼され、自分の経験談が覚醒剤撲滅の一助になればと共感して出演していたことだ。タレントは、出演後に主催者に出演料を請求したが、主催者はボランティアで出演してくれたのだと主張し、出演料の支払いを拒否したので、タレントが出演料の支払いを求めて提訴したのだ。

裁判所は、イベントへの出演は、準委任契約であるが、契約書は作成されておらず、口頭でも出演料を支払うとの約定はなされていなかったとして、タレントの請求を棄却した。

このタレントは、テレビの報道番組で、覚醒剤撲滅を テーマにした特集が組まれた際にも、自らの経験を約3 分間のインタビューで話すという形で出演したことが あった。このタレントは、普段は、バラエティ番組など に出演をして、人気を博している人で、バラエティ番組 に出演する時は、所属事務所を通して出演契約をし、相 応の出演料の支払いを受けていた。しかし、今回のイン タビューは、テレビ局が直接このタレントを直撃して行 うという異例の方法がとられた。

テレビ局は、取材を行ったに過ぎず、番組への出演と は異なるとして出演料を支払わなかったので、タレント はこちらの件も提訴した。

裁判所は、この番組では、このタレントへのインタビューは、覚醒剤撲滅というテーマの中核をなすもので、単なる取材ではなく、番組への出演に当たるとし、具体的な出演契約が締結されていないけれども、このタレントを番組に出演させる場合には、有償の準委任契約であることは当事者双方には当然の前提とされていたと

認定し、このタレントが普段出演しているバラエティ番組の出演料相当額が支払われるべきとして、テレビ局に対し、金20万円の支払いを命じたそうだ。

## 第2編

今度はこんな夢を見た。

原発の廃炉を命じる判決である。

最初にこれを聴いたとき、こんな裁判が提起されてい たのかという事であった。

原発弁護団全国連絡会のウェブサイトによると、2016 年4月15日現在で、運転停止(操業停止を含む)を求め て訴訟になっている事案が20件以上あるようだ。そし て、唯一「廃炉要求」がなされている事案が、静岡地裁 に係属中の浜岡原発に関する事案である。

福島原発事故以前は、運転停止を求める裁判で、運転停止を命じた判決は、2件しかなかったと思う。これらも、上級審では覆されている。ところが、福島原発事故後の2014年4月14日の福井地裁の仮処分決定など運転停止を認める裁判が、事故以前と比べると多くなってきたとは思っていたが、まさか、廃炉まで認めるとは予想していなかった。福井地裁の決定では、「豊かな国土とそこで国民が生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなることが国富の喪失だ」との人格権を尊重した決定文となっている。

2016年3月9日に大津地裁が、稼働中の高浜原発3号機、4号機の運転差し止め仮処分決定を出し、再稼働したばかりの原発が運転停止となった。この決定に対し、経済界から、「なぜ、地裁の一人の裁判長によって、国のエネルギー政策に支障を来すことが起こるのか」との反発があったようだが、国政における司法の役割とはこういうものなのであって、三権分立が機能した一側面と評価こそすれ、この経済界の反発は的外れも甚だしいと思っていたところへ、今回の廃炉命令である。本当にスカッとしたと思ったら、目が覚めてしまった。